

国保だより

平成28年3月16日発行

平成28年 第1号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

入院時の食事代が変わります

入院時の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたりに定められた標準負担額を自己負担し、残りは国民健康保険(以下、国保という)が負担します。4月1日から、一般所得区分に該当する人の標準負担額が変わります。ただし、指定難病患者や小児慢性特定疾病患者、4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している患者は負担額を据え置きます。

1食あたりの標準負担額

所得区分			標準負担額	
			3月31日 まで	4月1日 から
一般(下記以外の人)			260円	360円
住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数	90日まで	210円(変更なし)	
		90日を超える	160円(変更なし)	
低所得者Ⅱ			160円(変更なし)	
低所得者Ⅰ			100円(変更なし)	

※70歳以上で、同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の人は、低所得者ⅠとⅡに分かれます。必要経費などを差し引いた各所得が0円になる世帯に属する人が低所得者Ⅰで、それ以外の人が高所得者Ⅱです。

住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人が標準負担額の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。国民健康保険被保険者証(以下「国保の被保険者証」という)と印鑑を持参し、手続きしてください。

また、住民税非課税世帯と低所得者Ⅱの人で、入院が90日を超えた場合も、再度食事代の減額申請が必要です。



医療費通知を送付

国保に加入中の人へ、医療費通知を送付しました。医療費通知には、前年中に医療機関等での診療にかかった医療費の総額(10割の金額で表示)、医療機関名、受診年月、日数などが一覧で記載されています。年に1度、診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付

現在服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人を対象に、お知らせを送付しました。ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、成分(効能・効果)や規格などが同一であると認められた低価格な薬のことです。なお、今回のお知らせは平成27年11月診療分について作成したもので、今後も年2回の発送を予定しています。



対象者

生活習慣病などの医薬品を長期に処方されている20歳以上の人で、平成27年11月診療分の薬代が200円以上軽減される見込みのある人

※詳しい内容については、届いたお知らせに記載されているコールセンターへお問い合わせください。

一部負担金減免制度

世帯主が特別な事由により、収入が一時的に著しく減少し、医療費の支払いが困難になった世帯に対し、病院での入院時の窓口負担が最長で3カ月間減免される場合があります。世帯主と被保険者の所得など条件がありますので、詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

対象となる特別な事由

- 火災などの災害で死亡したときや障がい者になったとき、またはその資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき
- 干ばつなどによる農作物の不作、不漁などのため、所得が前年より3割以上減少したとき
- 上記に類する事由があったとき